

## 教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 これまでの経緯

氷見市教育文化センター（以下、「教育文化センター」という。）は、昭和57年の竣工以来、大規模な設備更新がなされないまま44年を経過している。建物は5階建てで、1階に氷見市立図書館と氷見市立博物館、3階に氷見市総合教育センターがあり、図書館へは年間約45,000人、博物館へは年間約10,000人が訪れている。

現在、教育文化センターの老朽化は深刻な状況にあり、大規模改修が喫緊の課題となっていることから、「ふるさと教育の拠点」として機能強化を図り、多世代間の交流やまちなかの賑わい作りにつながる改修を検討している。

また、能登半島地震以降、垂直避難場所の確保やまちなかの賑わいづくりの重要性が一層高まっており、隣接する氷見市民会館跡地（約3,500㎡）の利活用の方策についても検討する必要がある。

#### 【スケジュール（案）】

	R8年												R9年	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
SDGs課題解決モデル都市	申請			事業開始 設計					本日の時点で 1階改修					次年度の予算申請 事業者公募の準備
1-① 現状の使用状況の整理														
1-② 施設状況の整理														
1-③ 現状の課題整理														
1-④ 施設運営費の整理														
1-⑤ LCC計算に基づいた施設改修プロセスの整理														
1-⑥ 活用できる予算の整理														
1-⑦ R9年度のタスクスケジュール作成														
2-① 先導事例等の整理														
2-② コンテンツテーマの作成														
2-③ 学生や地域住民参加のワークショップ開催(3回程度)														
2-④ 幅広い世代の人々が自然に集まる仕掛けづくり														
2-⑤ 地域から求められる機能の整理														
2-⑥ コンセプトブックの制作(市民へのPR)														
3-① これまでのコンテンツの整理														
3-② KPIの策定														
3-③ 年間プログラム案の作成														
3-④ パイロット事業の実施														
3-⑤ プログラムの構築														

### 2 実施目的

教育文化センターを、垂直避難ができる避難場所として防災機能を充実させるとともに、「楽しみながら、集い、学ぶことができる」複合施設として、また、「市に対する誇り

と愛着を育む『ふるさと教育』を推進する施設」として機能強化を図るために、若者や子育て世代、女性、地域住民からのニーズとアイデアを集約しながら、教育文化センターの改修イメージを含む、新たなコンセプトの提案を目的とする。

### 3 業務概要

#### (1) 件名

教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託

#### (2) 業務内容

別添「教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 事業予算額

3, 179, 000円（消費税及び地方消費税込み）（限度額）

### 4 対象施設の現況

#### (1) 施設の名称 氷見市教育文化センター

#### (2) 所在地 氷見市本町4番9号

#### (3) 構造 鉄筋コンクリート造 5階建

#### (4) 建築面積 5, 970㎡

#### (5) 施設に位置する教育機関

①氷見市立図書館（1F）

②氷見市立博物館（2F）

③氷見市教育総合センター

#### (6) 隣接地

①氷見市民会館跡地

・現況 砂利敷き駐車場（まちなかめぐり無料駐車場）

・面積 約3, 500㎡

②水辺の憩い広場（令和5年度整備）

・現況 芝生広場、大階段

・面積 約850㎡



氷見市教育文化センターと市民会館跡地

### 5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次に掲げる事項をすべて満たす事業者とする。

(1) 氷見市契約規則第3条に規定する入札参加資格者名簿に登録されたものであること

- と。※未登録の場合は、参加申請とともに入札参加資格申請を行うこと。
- (2) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
  - (3) 氷見市競争入札参加資格者指名停止期間中の者でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
  - (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当していないこと。
  - (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団、又は同条第6号に定める暴力団員に該当していないこと。
  - (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第1477号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者でないこと。
  - (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (10) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

## 6 スケジュール

項 目	日 程
公募の開始	令和8年5月15日（金）
現地説明会の開催	令和8年5月22日（金）10時～12時 （教育文化センター玄関集合）
質問書提出期限	令和8年5月29日（金）17時まで
質問に対する回答	令和8年6月5日（金）まで（随時）
参加申込書の提出期限	令和8年6月5日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年6月12日（金）17時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年6月下旬
審査結果通知・公表	令和8年6月下旬
契約締結	令和8年6月下旬

## 7 応募手続

- (1) プロポーザルに係る書類等の交付場所及び交付期間

①書式及び参考資料を市ホームページからダウンロードして入手するものとする。

<https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/bunkashinko/index.html>

#### 書式一覧

- ・企画提案参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ・企画提案書等送付書（様式第2号）
- ・提案者概要書（様式第3号）
- ・業務実績書（様式第4号）
- ・質問書（様式第5号）

#### 参考資料

資料1 氷見市教育文化センター図面（平面図・立面図）

資料2 教育文化センター・市民会館跡地 航空写真・地図・平面図

資料3 氷見市立図書館条例・令和6年度事務報告（一部抜粋）

資料4 氷見市立博物館条例・令和6年度事務報告（一部抜粋）

資料5 氷見市教育総合センター条例・関連HP

資料6 参考（仮称）ひみ発見館基本設計説明書（一部抜粋）

…令和5年度策定。市民会館跡地に新築で整備する予定であったが、能登半島地震の復旧・復興を進めるため、教育文化センターの改修と（仮称）ひみ発見館の新設の両方を実施することは困難と判断されたため、垂直避難の確保や設備の現状から、教育文化センターの改修を早急に進めることとなったもの。ただし、基本設計で計画されていたものの内、教育文化センターの改修の中で取り入れることができるものがないか検討してもらうため、資料を添付した。）

#### ②交付期間

募集開始から令和8年6月12日（金）午後5時15分まで

#### (2) 企画提案書作成等に関する質問の受付

①受付期限 令和8年6月5日（月）17時まで（必着）

#### ②提出方法

質問は、質問書（様式第5号）を用いて、電子メールにより提出  
（電子メール送信後、必ず電話で受信確認をお願いします。）

提出先電子メールアドレス：bunkashinko@city.himi.lg.jp

#### ③質問に対する回答

質問内容とその回答は、質問を受理した日から起算して3日以内（土、日及び祝日を除く。）に、市ホームページに掲載し、個別に回答はしない。

#### (3) 企画提案への参加申込

①提出書類 1部

企画提案参加申込書兼誓約書（様式第1号）

②提出期限 令和8年6月5日（金）17時まで

③提出方法 持参又は郵送とする。

※持参による受付は、土、日及び祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること（なお、郵送の場合は必ずその旨を氷見市教育委員会事務局文化振興課まで連絡すること。）

④提出先 氷見市教育委員会事務局文化振興課

〒935-0016 富山県氷見市本町4-9

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類 2部（正本1部、副本1部）及び電子データ

ア 企画提案書等送付書（様式第2号）

イ 企画提案書（任意様式）及び工程表

- ・企画提案書は、次の（4）に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長編綴じ）、文字サイズは11ポイントを基本とし、片面印刷とすること。
- ・表紙には、「教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

ウ 提案者概要書（様式第3号）

エ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）

- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長編綴じ）、文字サイズは11ポイントを基本とし、片面印刷とすること。
- ・1ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付すこと。

オ 業務実績書（様式第4号）

カ 業務見積書（任意様式）

②提出期限 令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

③提出方法 持参又は郵送とする。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。

④提出先 氷見市教育委員会事務局文化振興課

〒935-0016 富山県氷見市本町4-9

Eメール：[bunkashinko@city.himi.lg.jp](mailto:bunkashinko@city.himi.lg.jp)

※電子メールの件名を以下のとおりとすること。

【事業者名】教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託  
企画提案書等」

#### (5) 企画提案書に記載する事項

別紙「教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託仕様書」(案)に掲げる業務を遂行するための具体的な取組内容を次の項目ごとに記載すること。

##### ①業務実施体制と進め方

##### ②業務内容

###### ア 先進事例の整理

- ・これまでの全国の類似テーマの先進モデルを人口規模や地域特性を考慮しながら整理する。

###### イ 学生や地域住民参加のワークショップ開催(3回程度)

- ・地域に求められるコンテンツについて、アイデアを例示しながら学生や地域住民、子育て世代に意見を募るWSを開催する。

###### ウ 学生・親子・高齢者など、様々な人々が自然に集まる仕掛けづくり

- ・WSでの意見やアイデアをまとめ、どのような施設が必要か、持続的に人が集まる仕掛けはないか、など検討する。

###### エ 地域企業による人材育成へのバックアップ体制構築

- ・地域企業が学生へのリクルーティングなどを行いながらコンセプトづくりに参加できる体制を構築する。この際に、いくつかの企業根の個別のヒアリングを行い、具体的なバックアップ方法等を構築する。

###### オ 地域住民から求められる機能の整理

- ・(1)(2)の調査・整理結果をまとめ、施設に必要な機能を整理する。

###### カ コンセプトブックの制作(市民への公開資料)

- ・施設のコンセプトや役割、コンテンツを1冊にまとめた資料を制作

##### ③スケジュール

#### 8 企画提案者に対する評価

##### (1) 企画提案者によるプレゼンテーション及び評価の実施

評価は、令和8年5月下旬を予定 ※実施日時は別途連絡する。

##### (2) 実施方法

①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

②プレゼンテーションによる企画提案書の説明は30分以内(準備時間は除く)とする。

③評価委員会委員による質疑は30分程度とする。

##### (3) その他

プロジェクターの利用を可とする。ただし、企画提案書に記載されていない内容の

投影はできない。

プロジェクターの利用を希望する場合には、プレゼンテーション実施日の3日前（土日祝日を除く）までに、電子メールにてその旨を申し出ること。投影機器、ケーブル、電源は市が準備する。パソコン等、その他説明に必要な機器は企画提案者が準備すること。

## 9 優先交渉権者の選定

(1) 別に定める「教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価委員が企画提案書等を評価、採点し、評価点数が最も高い者を優先交渉権者として選定し、以下、順位をつける。

なお、評価過程は非公開とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

総合評価点の7割以上を満たす場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

①評価結果は、各企画提案者に書面により通知し、優先交渉権者の選定について、氷見市ホームページにおいて公表する。

②評価結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

## 10 契約の締結

企画提案（プロポーザル）の評価結果に基づき、優先交渉権者として選定された者と氷見市が協議し、本業務委託に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けた上位の者から順に、契約の交渉を行うものとする。

## 11 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、第8項（優先交渉権者の選定）により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位づけた企画提案者の順位を繰り上げ、優先交渉権者とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 評価の公平性を害する行為があった場合

(4) 評価結果が確定するまでの間に、評価委員会委員又は事務担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

(5) 第2項第4号に定める見積限度額を超えた場合

## 1 2 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、評価及び説明のため、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出された書類等は、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとす。
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした者に対して、氷見市入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止を行う場合がある。